

地域再生計画書本体新旧対照表

旧	新
<p>1. 計画の名称 (略)</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行なう事業</p> <p>5 - 1 全体の概要 (略)</p> <p>5 - 2 法第4章の特別措置を適用して行なう事業</p> <p>道整備交付金を活用する事業</p> <p><u>[施設の種類の(事業区域)、実施主体]</u></p> <p>・市町村道(金屋地区) 有田川町</p> <p><u>道路法第8条第1項に規定する市町村道に昭和59年12月24日に認定</u></p> <p>・林道(金屋地区)和歌山県、有田川町</p> <p><u>森林法に基づく紀中地域森林計画(平成13年4月1日樹立)に記載</u></p> <p>[事業期間]</p> <p>・市町村道(平成17年度~平成19年度)</p> <p>・林道(平成18年度~平成21年度)</p> <p>[整備量及び事業費]</p> <p>・町道0.38km、林道5.67km</p> <p>・<u>総事業費502,000千円</u></p> <p><u>町道400,000千円</u></p> <p><u>(うち交付金200,000千円)</u></p> <p><u>林道102,000千円</u></p> <p><u>(うち交付金 34,000千円)</u></p>	<p>1. 計画の名称 (略)</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行なう事業</p> <p>5 - 1 全体の概要 (略)</p> <p>5 - 2 法第4章の特別措置を適用して行なう事業</p> <p>道整備交付金を活用する事業</p> <p><u>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</u></p> <p>・市町村道：<u>道路法に規定する市町村道に昭和59年12月24日に認定済み</u></p> <p>・林 道：<u>森林法による紀中地域森林計画(平成13年4月1日樹立)に路線を記載</u></p> <p><u>[施設の種類の(事業区域)、実施主体]</u></p> <p>・市町村道(金屋地区) 有田川町</p> <p>・林 道(金屋地区) 有田川町</p> <p>[事業期間]</p> <p>・市町村道(平成17~19年度)、林道(平成18~21年度)</p> <p>[整備量及び事業費]</p> <p>・町道0.38km、林道5.77km</p> <p>・<u>総事業費517,000千円(うち交付金241,500千円)</u></p> <p><u>(内訳)町道400,000千円(うち交付金200,000千円)</u></p> <p><u>林道117,000千円(うち交付金41,500千円)</u></p>

5 - 3 その他の事業

(略)

6 . 計画期間

平成 1 7 年度 ~ 平成 2 1 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8 . その他、地方公共団体が必要と認める事項

特になし

5 - 3 その他の事業

(略)

6 . 計画期間

平成 1 7 年度 ~ 平成 2 1 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8 . その他、地方公共団体が必要と認める事項

特になし